



The Supporters Times

サポーターズタイムズ



衆議院議員 秋葉 賢也 政策・活動レポート



不登校増加の現状と対策の充実について

先月号の本面では、15歳～39歳までのひきこもりが54万人いるという従来の調査結果に加えて、昨年初めて、40歳～64歳までのひきこもりの実態を調査した結果が3月に公表され、61万人に及んでいることが判明し、その概要と対策強化の重要性について記しました。

一方で、ひきこもりの問題とともに、近年、不登校の子供の数も増えています。

文部科学省が毎年実施している「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小中学校における不登校児童生徒数は平成29年度で144,031人であり、過去5年連続で増加しています。この数字は「年度間に連續又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者」の人数であり、この定義になったのは平成3年度調査からですが、それ以降で実は最多となっている状況にあります。

不登校が最も深刻なのは中学生です。平成29年度で108,999人の中学生が不登校になっており、実際に中学生の31人に1人が不登校になっているのです。大体クラスに1人は不登校の子供がいることになります。

また、年間90日以上欠席した者が、不登校児童生徒数の約6割を占めています。

なぜ不登校が増えているかについて、明確な原因是分からぬのが実情です。ただ、友人関係、学業不振、進路の不安、家庭の問題など、不登校の背景には様々な悩みや不安の要因があり、それらが複雑化・深刻化することで不登校につながっているのではないかと考えられています。

不登校に関連して、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、平成29年2月から施行されています。この法律により、不登校は「問題行動」ではないことが明確となり、国や地方公共団体は不登校児童生徒に対する教育機会の確保の総合的推進を図る責務を負うこととなりました。

中には「不登校になる子供が悪い」という心無い見方をする人もいますが、そうした偏見は払拭されるべきです。学校・家庭・社会が不登校の子供に寄り添い、共感的理解と受容の精神をもつことが最も大事なことではないでしょうか。この考え方は学習指導要領やその解説においても明記られており、不登校の子供のための様々な支援策を講じているところです。

例えば、学校等における児童生徒の悩みや不安を受け止めるため、子供の「心理」の専門家であるスクールカウンセラーや、子供の「福祉」の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めています。特に、スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問等を通じて子供の問題環境を把握し支援機関につなぐ役割を果たしており、極めて重要です。匿名で相談を受け付ける電話相談、SNS相談も子供たちのSOSをキャッチするために重要な役割を果たしています。

また、不登校を含め、課題を抱える保護者を支援するための相談対応や、家庭教育支援員等による訪問支援など、各地域における家庭教育支援の充実にも取り組んでいるところです。

この他、適応指導教室の設置、指導要録上の出席扱い、不登校児童生徒を対象とした学校の教育課程弾力化など各種施策が講じられています。教育の機会を確保し、社会的自立につなげるよう、子供たちの個々の状況に応じた必要な支援をしっかりと継続して参ります。

衆議院議員
環境委員長 秋葉 賢也

愛する街だから必死になれる！ 秋葉賢也は走り続けます!!

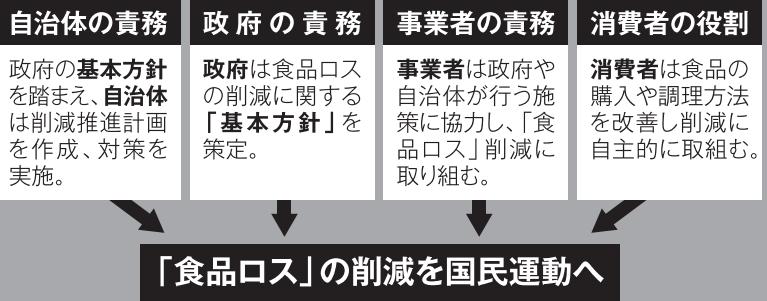
秋葉代議士の提言が、また立法化! 『食品ロス削減法』成立



国内の食品廃棄物は、年間推計で約2760万トン（うち、『食品ロス』は約643万トン（約1/4））にも達しています。『食品ロス削減法』は、「食品ロス削減」への取組みを、政府、自治体だけではなく、生産者や消費者の責務として位置づけた画期的な法律で、衆参両議院で可決され、5月24日成立致しました。

食品ロス削減法のポイント

『食品ロスの削減』とは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにするための社会的取組みを意味します。



秋葉環境委員長、本会議登壇 『改正フロン排出抑制法』可決・成立へ



21日、衆議院本会議に登壇



5月17日の環境委員会では『フロン排出抑制法改正案』の審議が進められました。

秋葉環境委員長は、5月21日の衆議院本会議に登壇し、委員会で可決された『フロン排出抑制法改正案』の提案理由と改正内容について説明、賛成多数で可決されました。

『改正フロン排出抑制法』の主な内容

改正の理由

- ☆業務用機器廃棄時のフロン回収率は、10年以上、3割程度に低迷しつづけた。
- ☆地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）の目標達成に新たな対策が必要。

改正のポイント

1. 機器廃棄の際、廃棄等実施者がフロン回収を行わない（違反）場合
⇒直接罰の対象になる。
2. 機器廃棄の際、廃棄物・リサイクル業者に「フロン回収済」証明の交付
⇒義務化。
3. 機器が引き取られる際、廃棄物・リサイクル業者に「フロン回収済」証明の確認義務化
⇒確認できない機器の引取りを禁止とする。

法律施行による目標：2020年度に廃棄時回収率50%達成を目指す！

6月は環境月間です

環境問題について話し合う世界初の政府間会合が行われたのは、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連環境人間会議」でした。

日本政府の提案を受け、国連では「6月5日」を「世界環境デー」と定めました。そのため、世界各地で毎年6月5日に環境保全の重要性を認識し行動の契機となる様々な行事が開催されています。

日本では、「環境基本法（平成5年）」において6月5日を「環境の日」と定める一方、環境省の主導で6月を「環境月間」として環境保全の重要性への認識を高めるためのイベントが各地で開催されています。

わたくしたち人間は、空気、水、土そして動植物等の人間を取り巻く環境から多大な恩恵を受けて生活している一方、わたくしたち人間の活動が環境に大きな影響を与えています。

～環境保全するために、わたくしたち一人ひとりができることについて、一緒に考えてみませんか？～

環境省「令和元年度
環境の日、環境月間ポスター」

6月5日は
環境の日
6月は環境月間



**医療費削減と
健康寿命延長のために**

国民皆歯科健診

を実現しましょう!

歯周病を予防して、心臓を守りましょう!

ポイント 歯周病菌
⇒ 心血管疾患の発生率を上昇?!

例えば、東京医科歯科大学の磯部光章教授(当時)は、多くの疫学的研究から「歯周病菌が心血管病の発生に大きくかかわっている」ことが明らかのこと、そして同大学の調べによると、動脈硬化をおこした血管中のラーク(動脈硬化の病巣)を調べたところ、ラークの中に「歯周病菌」が存在していたことのエビデンスがあることを示しています。(日本心臓財団のホームページ今月のトピックス2014年4月15日掲載)。

疫学研究から次のことが言われています。

『60歳未満で歯周病による骨の吸収(破骨細胞)が重症な人は、そうでない人に比べ、2.48倍心血管疾患を発症しやすい』

ポイント 歯周病の予防(口腔ケア)
⇒ 心血管疾患を予防(健康な心臓)

日本臨床歯周病学会は、歯周病と心血管疾患の相互関係について、病理学的に解明しています。

- ①歯周病は進行すると炎症を起こし、弱くなった歯肉の血管から歯周病菌が血液に侵入する
- ②血液に侵入した歯周病菌が動脈硬化を引き起こす物質を出す
- ③歯周病菌から出された物質が、血管の内側に脂肪性の沈着物を形成し、血管の内径を細くしてゆく。
- ④血管内部に形成された脂肪性の物質が、血管から剥がれ落ち、心臓等の臓器に関わる血管を詰まらせる。

「歯周病予防(口腔ケア)は、心血管疾患の予防に役立つ」

＼ 適切な口腔ケアで、健康長寿をめざしましょう! /

「衆議院議員 秋葉賢也 東京後援会役員会」を開催!



(株)喜代村の木村清社長が会長を務める『秋葉賢也 東京後援会』の役員懇親会が築地にある「すしざんまい」で開催されました。役員の皆様の温かいお言葉に励まされ、国政での活動を益々展開する決意を新たにしました。

改正相続法が段階的に施行! 令和元年7月1日から大きく変わります

高齢化の進展、社会経済の変化そして科学技術の発展に応じた、相続に関するルールの見直しです。7月1日より施行されるルールのポイントをご説明いたします。
*民事及び家事事件手続法の一部を改正する法律に関する詳細は、法務省民事局
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html)
をご参照下さい。



ポイント 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与に関する優遇措置

婚姻期間が20年以上ある夫婦間で居住用不動産の遺贈または贈与がされた場合については、原則、遺産分割における配偶者の取り分が増えます!

【事例】 相 続 人 : 配偶者と子(長男と長女)
遺 産 : 居住用不動産(持分1/2) **2000万円**
そ の 他 財 産 : **6000万円**
配偶者への贈与 居住用不動産(持分1/2) **2000万円**
*生前贈与

現行制度

配偶者の取り分は、生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、
 $(8000万+2000万) \times 1/2 - 2000万 = 3000万円$
最終的な取得額は、 $3000万+2000万 = 5000万円$

新制度

配偶者の取り分は、生前贈与分について相続財産とみなさないため、 $(8000万 \times 1/2) = 4000万円$
最終的な取得額は、 $4000万+2000万 = 6000万円$

ポイント 預貯金の払い戻し制度の創設

預貯金が遺産分割の対象となる場合、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払い戻し可能になります!

現行制度

- 1)相続された預貯金債権は、遺産分割の対象財産に含まれる
- 2)よって、共同相続人による単独での払い戻しはできない
(平成28年12月19日最高裁大法廷決定)

新制度

- 1)相続された預貯金債権の一定割合(金額による上限)について、家裁の判断を得なくても、金融機関の窓口で支払いを受けられる。
- 2)預貯金債権に限り、他の共同相続人の利益を害しない限り、家裁の判断で、共同相続人による単独での仮払いが可能となる。

ポイント 特別の寄与の制度の創設

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

現行制度

事例)亡き長男の妻が、被相続人(亡き夫の父親)の介護をしていた場合、現行制度上、亡き夫の弟(被相続人の次男)が相続人となり、亡き長男の妻は相続人ではないため、相続財産を取得できない。

新制度

事例)亡き長男の妻が被相続人(亡き夫の父親)の介護をしていた場合、相続人は、現行法と同様に亡き夫の弟(被相続人の次男)となるが、亡き長男の妻は、相続人(亡き夫の弟)に対して金銭の請求ができる。

【活動ブログ】www.akiba21.net 【ツイッター】@akibakenya 【フェイスブック】衆議院議員 秋葉賢也 検索

現地現場主義

秋葉代議士は初当選以来、金曜月来《金曜夜に仙台に帰り、月曜朝駅頭演説をし夜に東京に戻る》を続けています!

学校給食センター視察!



仙台市内には5つの給食センターがあり、市内の6割に給食を配達、アレルギーを持つ児童・生徒にも対応できる環境も整えています。

◆野村学校給食センター

南光台児童館訪問!

核家族化などの諸事情により児童館を利用する児童の数が増加傾向にあります。児童を遊ばせるスペースの確保、施設職員の増員など、早急な対応をしていかなければなりません。



若林警察署開所



若林警察署の新設で、仙台市内全区に警察署が配備されることとなり、若林区内の事件・事故に対する初動体制が強化され住民サービスの向上が期待されます。

KENYA AKIBA GENCHI GENBA

各団体の総会出席!



その他宮城県旅行業協会など多数の団体総会に出席させていただきました。

タウンミーティング

(国政報告会)

6月21日(金) 19:00 宮城野区 宮城野コミュニティセンター
(萩野町2-13-10)

6月22日(土) 19:00 若林区 七郷市民センター
(荒井3-7-2)

6月28日(金) 19:00 泉区 住吉台コミュニティセンター
(住吉台西4-2-4)

6月29日(土) 19:00 泉区 泉ヶ丘コミュニティセンター
(泉ヶ丘3-1-26)

仙台国際ハーフマラソン今年も参加!

今年は1時間49分52秒(2015位)でゴール!!さすがにもう45分は切れなくなって悔しいねえ。沿道の皆さんのが温かいご声援に背中を押してもらいました。本当にありがとうございました!



修学旅行国会見学

仙台市の中小学生の皆さんが続々と国会見学に訪れるシーズンになりました。国会日程の合間に出来るだけご挨拶させてもらっています。



~ kenya's PROFILE ~

- 昭和37年7月3日宮城県丸森町生まれ。寅年・蟹座・A型。
- 角田高校を経て、中央大学法学部卒業、東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了(法学修士)、同法学研究科博士課程後期満期退学。
- (財)松下政経塾卒塾(第9期生 宮城県初)を経て、宮城県議会議員(3期)、総務大臣政務官、厚生労働副大臣および復興副大臣、東日本大震災復興特別委員長などを務める。現在、衆議院議員(6期目)、衆議院環境委員長を務める。
- 母校の中央大学商議員や保護司のほか、東北医科薬科大学講師、仙台青葉学院短期大学講師なども務める。
- 著書:『ジブリワールド構想』(KKロングセラーズ)、『健康寿命-60のヒント』(東京書籍)、『厚生労働省改造論』(イースト新書)、『松下幸之助「最後の言葉』(角川SSC新書)、『東北の夢創造』(ぎょうせい)ほか。



秋葉賢也
事務所

www.akiba21.net

〒981-3121 仙台市泉区上谷刈4-17-16
Tel 022(375)4477 Fax 022(375)0057

購読料 年額10,000円 編集 株式会社アクシジャパン